

意見聴取通知書【例】

平成30年 8月 1日

株式会社B 労働組合
南東北支部 支部長 ▲▲ ▲▲ 殿

株式会社B 南東北支店
支店長 ■■ ■■ ㊟

派遣可能期間についての通知書

当事業所においては、昨年より派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間の制限に抵触する日が平成30年10月1日となっており、本年10月1日以降も引き続き労働者派遣の役務の提供を受ける方向で考えております。

つきましては、当事業所に3年を超えて下記の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて別添のとおり参考となる資料を付して意見を求めますので、8月31日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、上記期限までにご意見をいただけない場合には、意見が無いものとみなします。

記

派遣受入事業所	派遣受入開始及び終了予定日	期間
株式会社B 南東北支店 福島県いわき市小名浜字花見山5-3	平成30年10月 1日 から 平成33年 9月30日 まで	3 年

以上

過半数労働組合からの意見書【例】

平成30年 8月 9日

株式会社B 南東北支店
支店長 ■■ ■■ 殿

株式会社B 労働組合
南東北支部 支部長 ▲▲ ▲▲ ㊟

意見書

労働者派遣を長期間受け入れるにあたっては、以下の点に留意すること。

- 株式会社Bに直接雇用されている労働者を減らして、派遣労働者に置き換えていくようなことをしないこと。
- 労働者派遣の受入れの期間・規模については労使協議により定期的に見直し、再検討を行うようにすること。

以上